

# 野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）及び大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。） 特記仕様書

## 1 概要

所在地	<p>1 野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）：港南区野庭町 613 番地</p> <p>2 大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）：戸塚区戸塚町 2,974 番地の 1</p>
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>1 野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）</p> <p>港南区の中央部に位置する野庭中央公園（近隣公園）内に、昭和 53 年に設置されたプール及び子供用プールです。指定管理区域はプールとその関係施設のみであり、その他の園地は指定管理区域外となり、港南土木事務所の所管となります。</p> <p>◎施設改修の状況</p> <p>プール本体：平成 25 年度（全面塗装）</p> <p>プールサイド：令和 2 年度（舗装全面張替）、平成 29 年度（舗装修繕）</p> <p>給排水設備：令和 2 年度（更新）</p> <p>プール循環配管設備：令和 2 年度（更新）</p> <p>外柵・パーゴラ等：平成 29 年度（テント張替（子供用プール））、平成 25 年度（外柵塗装）</p> <p>ろ過装置：平成 18 年度（更新）</p> <p>滅菌装置：平成 18 年度（更新）</p> <p>管理棟：平成 30 年度（更衣室屋根修繕）、平成 20 年度（外壁補修、外壁防水塗装、シーリング打替、床モルタル補修、屋上防水、内部改修等）</p> <p>2 大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）</p> <p>戸塚区の南部に位置する大坂下公園（街区公園）内に、昭和 49 年に設置されたプール及び子供用プールです。指定管理区域はプールとその関係施設のみであり、その他の園地は指定管理区域外となり、戸塚土木事務所の所管となります。</p> <p>◎施設改修の状況</p> <p>プール本体：平成 27 年度（函体全面塗装）</p> <p>プールサイド：平成 27 年度</p> <p>外柵・パーゴラ等：機械室：令和 4 年度（屋上防水塗装、天井補修）、平成 27 年度（外柵塗装）</p> <p>ろ過装置：平成 30 年度（更新）</p> <p>滅菌装置：平成 20 年度（更新）</p> <p>管理棟：令和 4 年度（天井補修）、平成 29 年度（トイレ・更衣室修繕）、平成 27 年度（トイレ改修等）、平成 24 年度（屋根防水塗装、壁面塗装）</p>
面積	<p>1 野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）：指定管理区域面積：2,213 m<sup>2</sup></p> <p>2 大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）：指定管理区域面積：1,354 m<sup>2</sup></p>
有料施設	25m プール、子供用プール（両公園施設共通）
主な公園施	1 野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）

設	<p>(1) 25mプール 長さ25m、幅15m、深さ1.0~1.2m、水量：412 t、プールサイド面積595 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 子供用プール 変形C形(面積：147m<sup>2</sup>)、深さ0.45~0.55m、水量64 t、プールサイド面積546m<sup>2</sup></p> <p>(3) 管理棟(更衣室、トイレ、管理室) 竣工年度：昭和53年度、建築面積：317m<sup>2</sup>、ロッカー：男性：198 女性：126 子供用プール：108</p>
	<p>2 大坂下公園(プール及び子供用プールに限る。)</p> <p>(1) 25mプール 長さ25m、幅8m、深さ1.0~1.2m、水量220 t、プールサイド面積303 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 子供用プール 台形(面積：50 m<sup>2</sup>)、深さ0.4~0.6m、水量25 t、プールサイド面積140 m<sup>2</sup></p> <p>(3) 管理棟(更衣室、トイレ、管理室) 竣工年度：昭和49年度、建築面積：195 m<sup>2</sup>、ロッカー：男性：216 女性：144 子供用プール：54</p>

## 2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数	
点 検	照明設備 (両公園施設 共通)	指定管理区域内	巡視点検	毎日(開場期間中)
	ろ過装置等 (野庭中央公 園)	25mプール： ミウラ化学装置 PA100-210 子供用プール： ミウラ化学装置 PA 24-203	巡視点検	毎日(開場期間中) ※エレメント分解洗浄3年に1度 程度(推奨実施年度：令和7年度)
	ろ過装置等 (大坂下公園)	25mプール： ミウラ化学装置PA 60-206 子供用プール： ミウラ化学装置 PA 24-203	巡視点検	毎日(開場期間中) ※エレメント分解洗浄3年に1度 程度(推奨実施年度：令和7年度)
	滅菌装置 (野庭中央公 園)	日曹ハイクロネー ターN-10	巡視点検	毎日(開場期間中)
	滅菌装置 (大坂下公園)	タ ク ミ ナ PTU-100-PZD-12CL	巡視点検	毎日(開場期間中)
	照明設備	建物内	定期点検	1回/年、外観点検・絶縁抵抗測定
	ろ過装置・滅菌 装置・ポンプ等	機械設備	定期点検	1回/年、外観点検・絶縁抵抗測定 電流値測定・異音等確認
修理 (両公園施)	照明設備	指定管理区域内	ランプ交換 等	点検時・随時 交換時は同等照度のLEDに交換

設共通)	プール関連設備	指定管理区域内	小破修繕等	点検時・随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

### 3 特記事項

(1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(2) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園施設を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する2公園施設の統括施設長1名と、それぞれの公園施設の施設長及び副施設長を配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。また、指定管理業務に関係のない人員配置は認めません。

(3) 利用者の命を守る重要な業務であることを踏まえ、安全管理に係るすべての指定管理者職員は必ず、公園のプールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、開場期間前に十分な研修や訓練を行ってください。また、応募団体のノウハウを含めた研修や訓練及び、公園のプール全体がくまなく監視できるよう十分な数の監視員の配置について、様式14及び様式15で必ず提案をしてください。

(4) 横浜市公園条例により、プール及び子供用プールは下記の利用料金上限額を定めています。

プール：1回につき800円

1時間につき300円

1日につき100,000円（貸切）

子供用プール：1時間につき60円

条例で定める上限額の範囲で利用料金を設定し、利用料金収入見込み額を様式24にて提案してください。

### 4 課題等（様式25記載事項）

(1) 2つの公園施設を同一の指定管理者によって管理運営を実施することによる、応募団体独自の取組やスケールメリットを提案してください。

(2) 公園のプール利用者の駐車について

公園内やその周辺において、自転車等の駐車が見受けられます。駐車対策について提案してください。

(3) 施設の長寿命化について

施設の老朽化が進んでいますが、その対策として応募団体の考える施設の長寿命化に係る取組について、応募団体の創意工夫に基づき提案してください。

(4) プールの利用者増に係る取組について

応募団体が考える、公園プールならではの利用者増の取組やプール閉場期間中の施設利活用について、魅力向上や維持管理の観点を含めた創意工夫の提案をしてください。

(5) 暑さ対策について

ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

- (6) その他公園施設の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。